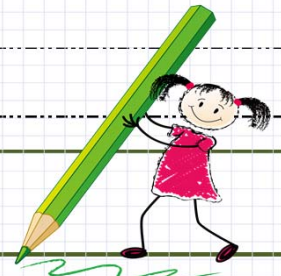


とねりこ通信



”個人情報保護法”試験!

皆さん 日々の作業お疲れ様です。9月に入って少ししのぎやすい気候になってきました。代々木の杜では、涼しくなってはっと出来るこの時期に、毎年個人情報保護法に関する試験を行っています。代々木の杜はプライバシーマークを取得しているのですが、個人情報とはどのようなものか? なぜ個人情報を保護しなければならないのか? など、個人情報保護法の趣旨を理解してもらうために、従業員に教育を施さなければなりません。その一環としてこのような試験を行います。試験実施も今回で7回目を数えます。皆さんはいつも素晴らしい成績ですから怖がることはありません。頑張って受験してください。

試験の問題をよく読んで、下の回答欄に【氏名・社員番号・現場名】と回答を記入のうえこの用紙を会社に返送していただくようお願いいたします。

<問題>

個人情報に関する次の問題のうち、誤っているものはどれか? 二つ選んで下の回答欄に記入してください。

- (a) 何回結婚しているとか、離婚しているとかに関する情報は個人情報である。
- (b) 個人情報保護法は日本の法律なので保護の対象は日本人の個人情報だけである。従って外国人の住所、氏名、携帯番号などは保護しなくて良い。
- (c) お客様の勤務先や職種、課長、部長などの会社の肩書は個人情報である。
- (d) 顔がはっきり映った防犯カメラの映像は、個人情報にあたる。
- (e) 担当マンションのお客様が通院していることや、病名は個人情報ではない。
- (f) たとえ電話帳に載っていても、個人の電話番号は個人情報にあたるので、本人の了解を得ないで自分の口から第三者に伝えてはいけない。
- (g) 担当マンションで、地震の時に重傷を負った居住者の部屋番号と名前を救急隊員に伝えることは個人情報保護法に違反していない。

氏名	
社員番号	
現場名	

∞∞∞ 回答欄 ∞∞∞

①() ②()

★この回答用紙は、9月末に会社に出勤簿を送るときに必ず同封してください。